

政令第 号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和五年六月十一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

## 理由

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。